

# 琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－総理府、  
運輸省、海上保安庁他－(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43391">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43391</a>

琉球政府関係

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

琉球政討が「企業誘致条例」を  
成立させる方針を固めたとの報道について

45.3.19  
米北一

1. 3月19日付日経85南(朝刊)は琉球政  
討一本土企業誘致に本腰——と見出し

で「総理府の沖縄担当官によると琉球政討は  
本土資本の沖縄進出を促進するため、琉球

立法院の現会期中に企業誘致条例を成立  
させる方針を固めた」とする記事(別添参考)

を掲載していることは、本件報道に同す  
る総理府連(の)加藤参事官のコメント

次の通り。

「本件報道は正確でない。実は  
先日琉球政討の砂川通商局長と

会談の際、私に本土参事では企業  
誘致条例などについて努力しているが、

沖縄でも進出企業に優遇措置を講ず  
べき企業誘致条例も考えておたうと

うかへておたうと、先ずは帰てお  
検討してみたいという言ひが

あったのみである。」

# 琉球政府 本土企業誘致に本腰

## 条例設け税優遇

### 土地の提供なども検討

総務部の沖繩担当官によると、琉球政府は本土企業の沖繩進出を促進するため、琉球立法院の現会期中（六月まで）に、企業誘致条例を成立させる方針を固めた。琉球政府は、この条例により、本土の沖繩進出企業に対し、事業税、固定資産税を税額上の優遇措置とするほか、土地の提供などを行なうこととしている。これに伴い、本土政府としても沖繩に資本進出した企業に対しての優遇措置を復旧中にも実施する意向で、早急に具体策を定めることとなる。

政府は、この数日に上京した琉球政府通商局長や沖繩経済復興課長が、大阪を訪れて沖繩県外廳で、沖繩の経済開発の具体的な問題について協議した。この結果、沖繩経済開発の促進に必要であるとして、今後琉球政府は、積極的に企業誘致することになり、このため、琉球政府は、本土企業誘致条例を速急に提出企業に優遇措置を講じ、本土側は沖繩県外廳と親善し、企業誘致の促進に努むことになり、沖繩に資本進出した本土企業に、土地の提供などを行う意向である。また、琉球政府は、沖繩に進出した企業に、税額上の優遇措置を講じ、本土側は沖繩県外廳と親善し、企業誘致の促進に努むことになり、沖繩に資本進出した本土企業に、土地の提供などを行う意向である。また、琉球政府は、沖繩に進出した企業に、税額上の優遇措置を講じ、本土側は沖繩県外廳と親善し、企業誘致の促進に努むことになり、沖繩に資本進出した本土企業に、土地の提供などを行う意向である。

このため琉球政府は本土府県の企業誘致条例を参考に、優遇措置を新会計年度（七月一日から）早々に実施できるが、準備を急ぐこととして、十三日に沖縄を訪問する沖繩経済復興課長（十二社、一団体）から進出予定の（具

アメリカ局長

参事官

安全保障課長

北米才課長

取扱注意

軍雇用、実態調査について

25.7.16

米北1(吉川)

本件に関し7月14日付沖縄タスク記事  
(別添1参照)に用い、対米事務総務課

平野事務官と通い、去る6月下旬国勢調  
査実施につき琉球政府と打合せあり

訪沖した総理府統計局国勢統計課  
白川補佐に確認したところ、3.3.9要旨

次のとおり。

記

1. 白川補佐は、記事冒頭の通り、本土  
政府と12月打ち合せ調査で関係法

規上認め、5月2日付、従って、琉球の

GA-6

外務省

16311

計画を公式に認めるとは出来ぬ旨  
指摘あり。

2. 琉球側は、白川補佐訪沖前、局長  
会議において軍雇用、実態調査と

国勢調査との実施打合せ既に及  
び、12月1日打ち合せ、琉球担当官は

国勢調査実施に要する経費は日政援  
助に頼り、右援助額のみでは不足と

素返し、一部琉球側が負担する以上  
沖縄に於いて最も必要と軍雇用9

実態調査と行われしとの意向は琉球  
内部に強いる旨内話あり。

3. 白川補佐は、上記2.に付し、記事  
の①及び②の趣旨を述べ、その

GA-6

外務省

琉政の抱合世調査を強行せよと  
いふのであらず、中の国の施政方針に

ある現状に於いて、いかにその  
の感觸を述べた由。

(備考)

白川補佐訪沖前、同補佐を当省に招  
致し、軍雇用の実態調査を行はせしむ

諸般の事情の好まぬ点を考慮せしむ。  
取止めの指導を要請し、その旨を  
琉政に計し

かきよ。

# 軍雇用の 実態調査

## 国勢調査と並行

### 本土政府 と折衝 実施の意向

【東京】陸軍省  
府は来る十月一日に沖縄を含む全  
国で同時に実施す  
る十年に一度の大  
がかりな国勢調査  
を機に沖縄駐留  
米軍および関係  
機関の被雇用者  
の実態を合わせて  
調査して、折衝し  
本土政府と折衝し  
ている。

これに對し、国勢調査実施手  
続にある陸軍省側では、国勢調  
査関係の規定に基き、政府が  
定めなければならぬ調査事項を  
調査合わせて調査することには  
なごころなうもの、国内でも  
前例がなく、一と陸軍府の意向  
を公式に調査するに同意しない  
との懸念がある。しかも、  
①前例調査では、被雇用者が  
本土企業、機関とあつたばかり  
ない、前例に對して米軍関係の理

用が大きなトを占め、将来の  
経済計画を策定するに當り、軍  
需の意味を保持し、軍需のきま  
り、陸軍府が是非でも、  
われらの軍雇用を調査実施  
を機に合せて調査することの  
必要がある。この調査は、  
②前例調査では、被雇用者が  
本土企業、機関とあつたばかり  
ない、前例に對して米軍関係の理

わけてないたいていであるのは  
沖縄経済の中にある。基地依存度  
の高く、状況から軍需を正確に  
認識し、今後の経済計画立案  
に支障をきたすことにもな  
らうもの。陸軍府は十年後の十  
九八年を目途に、十年後の十  
九八年を目途に、十年後の十  
九八年を目途に、十年後の十  
九八年を目途に、十年後の十

よるが、軍需取寄ぎ、被雇用者  
の面から、基地依存度は推しては  
かれるもの、雇用の実態が、  
めだいたく、雇用の実態が、  
計調査を、この大きな支障とな  
る。この調査は、十年後の十  
九八年を目途に、十年後の十  
九八年を目途に、十年後の十  
九八年を目途に、十年後の十

① 国勢調査  
② 統計局取組現地調査  
**取極注意**

海兵隊長  
等事務官  
北米第一課長

安全保障課長

沖縄基地従業員の実態調査 12.11.2

45.6.8  
米北1

沖縄基地の従業員実態調査と国勢調査と並行して行なうことに関する調査

記事(別添切符参照)を用い、対策部総務課(平野事務官)と通じ、統計

局国勢調査課(平井補佐)に確認したところ、その要旨は次の通り。併参考

記

1. 統計局は、本件記事の出現について、承知していること。(対策部も同様

趣)、国勢調査の実施と琉政の要望を混合し、また本件基地従業員

GA 6

那覇国野君に連絡済み。45.6.20

123生 外務省

能理府と協同して統計局の調査に協力する旨の旨を軍司令部に通知し、併せて

実態調査実施と本土政府の認識との関係  
如く記事と取組めた記者の作文と考へて置く。

即ち、

(1) 琉政の国勢調査と並行して基地

従業員の実数、雇用形態、職種及び勤続年数について調査し、その要望

がなされたこと、統計局と12月、従来同様の並行調査を認められたこと

にも鑑み、基本的には実施して置くこと、その旨統計

局長官別内へ琉政統計担当者に伝へて置く。

(2) しかし、統計局の最近、琉政の要望も強いのを、黙認の形で消極

GA 6

外務省

的に認めるとの考えにのたつたこと  
はである。

2. 調査に要する政府補助費は62百万円  
で、専ら国勢調査費であり、基地従

業員調査の費用も含んでいない。  
よって、近く統計局担当官に派遣し、

最終的に打合せの計画が成るとは事実  
である。

本件につき、もし臨政側の希望に入ら  
ず、軍務関係の調査と行わしめるとすれば、  
（第）

~~米側との関係の問題~~ 事前には米側の  
了解を取らねばならないと思料である  
ので、上記2の統計局担当官の派遣前には  
統計局に申し

統計局の基本姿勢を聴取し、今後の進捗  
につき意見統一が成るとを申し入るとのこと

CA 6

17211。(サトウ) OK,

外務省

新聞新報 2面  
6.8

昭和45年6月8日(月曜日)

### 沖縄基地の異例の調査へ 従業員実態

第一回調査は十月一日沖繩をめぐって行われる。二種の米政府資金あるは部隊が、沖繩では一般調査と並行して米軍基地従業員の調査を同様に実施することになった。従来、米軍基地の調査は、米軍司令部から出され、最新の昨年十一月現在に限定されていた。この第一の調査は、米軍司令部から出され、最新の昨年十一月現在に限定されていた。この第一の調査は、米軍司令部から出され、最新の昨年十一月現在に限定されていた。

米軍基地従業員は本土と同様に米政府の補助金を受け、あるいは軍人、軍人に個人的に属したり、基地内の特殊免許業者や軍の付属団体に属する者など形態がまちまちで、職種も二種から四種に分かれている。このため、米政府資金あるは部隊が、沖繩では一般調査と並行して米軍基地従業員の調査を同様に実施することになった。従来、米軍基地の調査は、米軍司令部から出され、最新の昨年十一月現在に限定されていた。この第一の調査は、米軍司令部から出され、最新の昨年十一月現在に限定されていた。

米軍基地従業員は本土と同様に米政府の補助金を受け、あるいは軍人、軍人に個人的に属したり、基地内の特殊免許業者や軍の付属団体に属する者など形態がまちまちで、職種も二種から四種に分かれている。このため、米政府資金あるは部隊が、沖繩では一般調査と並行して米軍基地従業員の調査を同様に実施することになった。従来、米軍基地の調査は、米軍司令部から出され、最新の昨年十一月現在に限定されていた。この第一の調査は、米軍司令部から出され、最新の昨年十一月現在に限定されていた。